

● 編集後記 ●

 新年あけましておめでとうございます
 本年もよろしくお願い申し上げます

っており、参考としていただければと思います。

112号をお届けします。

◇ 本号では、新たな試みとして、座談会の企画を行いました。テーマは、「不動産取引をめぐる紛争相談・監督処分の最近の動向」ですが、第一線でご活躍されている主要都県の担当官、当機構の担当職員の間で、率直な意見交換が行われました。宅建業者、消費者等の方々に、何らかの参考となれば幸いです。

◇ 平成30年度の宅地建物取引士資格試験を、平成30年10月21日（日）に実施し、合格発表を同年12月5日（水）に行いました。今回は、265,444人（前年度比+2.7%）の申込みを頂き、213,993人（前年度比+2.1%）が受験されました。そのうち合格者は、33,360人（前年度比+2.2%）合格率15.6%という結果となりました。本年度の合否判定基準は、50問中37問以上正解（登録講習修了者 45問中32問以上正解）となりました。なお、昨年度は、50問中35問以上正解（登録講習修了者 45問中30問以上正解）でした。

◇ 最近の判例からは、12の事例を掲載しました。当機構への電話相談において、仲介業者の説明義務に関するものが相変わらず多いことから、事例1・事例3・事例4において事例をご紹介します。

また、昨今、様々な理由で借主が不明となってしまう事案も多く耳にしますが、事例12は、「長期間連絡の取れなかった借主に対し、賃貸保証会社が賃貸契約の解除及び家財等の撤去処分をした行為に違法性はないとされた事例」として、賃貸物件退去後の残置物の処理方法において1つの参考となる裁判例とな

平成31年1月23日 印刷	
平成31年1月31日 発行	
発行	一般財団法人 不動産適正取引推進機構
	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 (第33森ビル3F)
	TEL 03(3435)8111(代)
	HP http://www.retio.or.jp
発行人	佐々木 一成
編集責任者	藤川 眞行
印刷	(株)加藤文明社

* 本誌の無断転載を禁じます。
 本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さい。